第60号議案参考資料

議 案 名

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育 て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をした いので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 特定教育・保育施設等における書面等の作成等を電磁的記録により 行うことができる規定を設けることに伴い、利用申込者への重要事項 の説明を電磁的方法により行うことを認めていた規定を削るとともに、 字句の整理を行う。 (第5条及び第38条関係)
- (2) 連携施設を確保しないことができる場合として、児童福祉法第24条第3項の調整に際して特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置等を講じているときを加えるとともに、引用部分及び字句の整理を行う。 (第42条関係)
- (3) 特定教育・保育施設等における書面等の作成等を電磁的記録により 行うことができる規定を設ける。 (第53条関係)

3 施行期日

公布の日